

1 はじめに 本冊P1

計画策定の趣旨・位置づけ

- ▶ 災害等から県民の命を守るために特に注力すべき自助・共助・公助による防災・減災対策や国民保護の取組について、計画期間において何をめざし、そのために何をすべきか、到達目標の実現に向けて毎年度取り組むべきアクションを明確化することで、「命に直結する取組」を着実に推進するための計画
- ▶ 三重県防災対策推進条例第10条に基づく、三重県地域防災計画の防災対策を実行するための事業計画であり、「みえ元気プラン」に掲げた防災・減災施策の実施に向けた具体的な取組を示すもの

計画期間

- ▶ 令和5(2023)年度から令和8(2026)年度までの4年間

2 検証と課題 本冊P2~4

対策上想定すべき事象

- ▶ **南海トラフ地震**: 県内のほぼ全域で震度6弱以上、特に南部地域の大半と伊勢湾沿岸部で震度6強、伊勢志摩地域の沿岸部を中心に震度7、津波による甚大な被害が発生する可能性
- ▶ **内陸直下型地震**: 大規模な内陸直下型地震を引き起こす可能性のある活断層が県内に3つ(「養老一桑名一四日市断層帯」、「布引山地東縁断層帯(東部)」、「頓宮断層」)
- ▶ **風水害**: 強い勢力を維持したまま接近する台風、災害の危険性のある大雨の発生回数は増加傾向
- ▶ **国民保護事案**: 石油コンビナート、大規模集客施設等への武力攻撃やテロが万一行われた場合、県民の生命、身体及び財産に大きな影響が及ぶ恐れ

これまでの取組をふまえた今後の課題

- ▶ 災害対応力のさらなる強化
- ▶ 防災意識の醸成と避難体制の整備
- ▶ 避難環境の整備
- ▶ 新型コロナウイルス感染症への対応
- ▶ 人口減少・高齢化への対応
- ▶ 国民保護

3 今後の取組方向性 本冊P4~5 / 4 施策体系 本冊P5 / 5 施策の内容 本冊P6~34

取組方向	施策	めざす姿(令和8年度末に到達すべき目標)	特に注力する取組	年度毎のアクション				
				令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
1 災害即応体制の充実・強化 本冊P7~	1-1 災害対策本部機能の強化	大規模災害発生時等の初動において、迅速かつ確かな災害対応が実施できるよう、県や市町の災害対策本部体制が一層強化されています。	災害対策本部初動体制の強化	県災害対策本部における初動の災害対応に必要な組織体制の検証及び見直し	地方災害対策部における初動の災害対応に必要な組織体制の検証及び見直し			
			市町災害対策本部機能強化の支援	市町が実施する図上訓練に対して、訓練内容の検討や企画・立案、訓練の運営等、市町ニーズや状況に応じて必要な支援を実施(毎年度全ての市町に実施)				
	1-2 職員の災害対応能力の向上	大規模災害発生時等において、災害対策本部の中核となつて活動する職員等、初動の災害対応において重要な役割を担う職員が育成され、災害対応を迅速かつ確に実施する体制が整っています。	災害対策本部の中核となる職員の育成	災害対策本部の中核となる職員を育成する仕組みの構築	災害対策本部の中核となる職員に対する専門的な研修の実施(30人)	災害対策本部の中核となる職員に対する専門的な研修の実施(累計45人)	災害対策本部の中核となる職員に対する専門的な研修の実施(累計60人)	
			役割に応じた対応能力の強化	全ての緊急派遣チーム要員に対して、市町派遣研修・訓練を実施(毎年度実施)	人命救助に特化した図上訓練を実施し、中核となる職員を育成(総括部隊において実施)	人命救助に特化した図上訓練を実施し、中核となる職員を育成(総括部隊・社会基盤対策部隊・保健医療部隊において毎年度実施)		
2 災害保健医療体制の整備 本冊P11~	2-1 保健医療活動を支える人材育成の推進 2-2 医療体制の継続性の確保	災害時における保健医療活動を支える人材の育成やスキルアップが進んでいます。 大規模地震災害が発生した際に、全ての病院が自院で整備した「BCPの考え方に基づく病院災害対応マニュアル(病院BCP)」に基づいて行動し、速やかに医療提供体制の確保ができるような体制が整っています。また、整備した病院BCPのブラッシュアップが適宜実施され、病院ごとに常に災害時に備えた適切な運用が行われています。	県内DMATチームの養成	県内DMATチーム数(34隊)	県内DMATチーム数(39隊)	県内DMATチーム数(45隊)	県内DMATチーム数(51隊)	
			病院BCPの整備支援	病院BCP未整備病院への働きかけ	病院BCP作成状況をふまえた支援策等の検討・対応	病院BCP作成状況をふまえた支援策等の検討・対応	病院BCP作成状況をふまえた支援策等の検討・対応	病院BCP作成状況をふまえた支援策等の検討・対応
3 確実に避難することができる体制の整備 本冊P15~	3-1 避難施設の整備促進	大規模災害等に際して避難を必要とする全ての人に対し、避難場所が確保されています。また、武力攻撃や大規模テロ等の有る際に命を守るための避難施設の指定が進んでいます。	津波避難施設や避難路等の整備の促進	地震発生から短時間で津波等の浸水がはじまる地域(11市町)への財政支援				
			避難施設(国民保護)の指定の推進	緊急一時避難施設として指定可能な公共施設の調査及び指定(県有施設の調査を完了)	緊急一時避難施設として指定可能な公共施設の調査及び指定(県有施設の指定を完了)	緊急一時避難施設として指定可能な公共施設の調査及び指定(市町有施設の調査を完了)	緊急一時避難施設として指定可能な公共施設の調査及び指定(市町有施設の指定を完了)	
	3-2 津波避難の実効性を確保する仕組みの構築	大規模地震発生に伴う津波に対して速やかに避難行動を取ることができるよう、避難が必要な全ての人々が避難場所や避難経路を把握し、避難対策の実効性が確保されています。また、各地域の特性に応じた避難方法等の検討が行われ、地域の「共助」により、避難対策の実効性の向上が図られています。	津波避難の実効性の検証と対策の推進	各地域での避難方法等の検証に活用できるツールの作成	避難方法等の検証と課題解決に向けた取組への支援の実施(7市町)	避難方法等の検証と課題解決に向けた取組への支援の実施(累計12市町)	避難方法等の検証と課題解決に向けた取組への支援の実施(累計19市町)	
3-3 避難に必要な防災情報の提供	災害時に避難を必要とする全ての人に対し、適切な避難行動を行うための防災情報が確実に提供できる体制が整っています。	防災情報プラットフォームの強化	情報発信ツール(防災みえ.jp等)や提供する防災情報の内容の検証	情報発信に係る新しい仕組みに係る	情報発信に係る新しい仕組みの構築	情報発信に係る新しい仕組みの構築及び運用		

取組方向	施策	めざす姿(令和8年度末に到達すべき目標)	特に注力する取組	年度毎のアクション			
				令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
4 安全・安心な避難環境の整備 本冊P21～	4-1 避難所の運営体制の整備と被災者に対する健康支援	災害関連死を防止するため、避難所における停電対策や断水対策等の環境改善が図られるとともに、住民主体による避難所運営体制が確立されています。 また、避難所等における被災者の健康の維持、二次健康被害や災害関連死の防止を図るため、被災者のニーズに応じた保健活動(保健指導及び栄養指導等)ができる体制が整っています。	避難所運営体制の構築支援と避難所の環境改善	全市町における避難所アセスメントの完了	避難所アセスメント結果をふまえた「避難所運営マニュアル策定指針」の見直し・市町での活用促進		
			避難所等における保健・衛生活動体制の整備	保健所と市町の保健活動に係る会議等の開催(保健所2か所以上)	保健所と市町の保健活動に係る会議等の開催(保健所4か所以上)	保健所と市町の保健活動に係る会議等の開催(保健所6か所以上)	全ての保健所と市町において開催
	4-2 避難所における避難者へのきめ細かな支援	災害発生時に、女性や外国人、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、子どもなど避難者の多様性に配慮した避難所運営体制が確立され、多様な避難者を円滑に支援することができる体制が整備されています。 また、避難所等で配慮が必要な避難者を支援する三重県DWATの即応体制が整備されています。	避難所において配慮が必要な人へのきめ細かな支援	市町と連携した避難所における外国人避難者の受入訓練の実施(1市町)	市町と連携した避難所における外国人避難者の受入訓練の実施(累計2市町)	市町と連携した避難所における外国人避難者の受入訓練の実施(累計3市町)	市町と連携した避難所における外国人避難者の受入訓練の実施(累計4市町)
				DWATチーム員に対し実践的な研修を実施(毎年度2回実施)			
4-3 物資の受入・供給体制の整備	大規模災害に備え、被災者の命をつなぐために必要となる物資を確保するとともに、全市町で物資調達にかかる受援計画が整備され、発災時に円滑に物資を受け入れ、被災者まで確実に届けることができる体制が整っています。	備蓄物資の確保	食料の流通・現物備蓄による確保(目標量の66%)	食料の流通・現物備蓄による確保(目標量の69%)	食料の流通・現物備蓄による確保(目標量の72%)	食料の流通・現物備蓄による確保(目標量の75%)	
			携帯・簡易トイレの現物備蓄による確保(目標量の66%)	携帯・簡易トイレの現物備蓄による確保(目標量の69%)	携帯・簡易トイレの現物備蓄による確保(目標量の72%)	携帯・簡易トイレの現物備蓄による確保(目標量の75%)	
			哺乳瓶の現物備蓄による確保(目標量の40%)	哺乳瓶の現物備蓄による確保(目標量の60%)	哺乳瓶の現物備蓄による確保(目標量の80%)	哺乳瓶の現物備蓄による確保(目標量の100%)	
			必要な支援物資の円滑な受入・供給体制の整備	県災害対策本部(本庁)における物資の受入・供給体制の見直し	地方災害対策部(地域庁舎)における物資の受入・供給体制の見直し	新たな体制に基づく、県物資拠点における物資の受入れ・供給に関する訓練の実施(物資拠点3か所)	新たな体制に基づく、県物資拠点における物資の受入れ・供給に関する訓練の実施(物資拠点6か所(累計))
4-4 多様な支援主体を受け入れる体制の整備	被災者の多様なニーズに対し、抜け・漏れ・落ちのない支援を行うため、みえ災害ボランティア支援センターがコーディネートを行い、NPO・災害ボランティア、企業、工業、大学等の多様な支援主体の協働による被災者支援が行われる体制が整っています。	みえ災害ボランティア支援センター(MVSC)のコーディネーター機能の強化	MVSCと支援主体が連携した防災訓練の実施(2団体)	MVSCと支援主体が連携した防災訓練の実施(累計4団体)	MVSCと支援主体が連携した防災訓練の実施(累計6団体)	MVSCと支援主体が連携した防災訓練の実施(累計8団体)	
				民間の物流専門家を招いた拠点運営に関する研修会の開催(物資拠点2か所)	民間の物流専門家を招いた拠点運営に関する研修会の開催(物資拠点4か所(累計))	民間の物流専門家を招いた拠点運営に関する研修会の開催(物資拠点6か所(累計))	民間の物流専門家を招いた拠点運営に関する研修会の開催(物資拠点8か所(累計))
5 命を守るための意識の醸成と地域の防災活動の活性化 本冊P29～	5-1 命を守るための意識の醸成	県民の防災意識が向上し、県民一人ひとりが大規模災害等から命を守るために必要な取組を実践しています。	防災意識の向上	イベントや集客施設等での啓発(300人)	イベントや集客施設等での啓発(累計600人)	イベントや集客施設等での啓発(累計900人)	イベントや集客施設等での啓発(累計1,200人)
					昭和東南海地震80年啓発事業の実施		紀伊半島大水害15年啓発事業の実施
				弾道ミサイルを想定した住民避難訓練等を通じた啓発を実施(50人)	弾道ミサイルを想定した住民避難訓練等を通じた啓発を実施(累計100人)	弾道ミサイルを想定した住民避難訓練等を通じた啓発を実施(累計150人)	弾道ミサイルを想定した住民避難訓練等を通じた啓発を実施(累計200人)
			南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	イベントや集客施設等での啓発(300人)	イベントや集客施設等での啓発(累計600人)	イベントや集客施設等での啓発(累計900人)	イベントや集客施設等での啓発(累計1,200人)
5-2 防災教育の推進	防災教育を通じて、子どもたちが、地震や津波、風水害などの自然災害に対して、自分の命は自分で守るとともに、災害時には地域の一員として行動できる力を身につけています。 また、平常時から学校と家庭・地域が連携して防災対策に取り組んでいます。	防災ノートやデジタルコンテンツを活用した防災学習の推進	モデル授業の紹介等により、防災ノートと防災教育用デジタルコンテンツを組み合わせた防災学習の実施(全ての公立学校で実施)				
		学校・家庭・地域が連携した防災教育の推進	防災アドバイザーの派遣等により、学校・家庭・地域が連携した体験型防災学習や避難訓練等を推進(全ての公立学校で実施)				
5-3 地域の防災人材の育成	若者をはじめとする防災人材の育成により、自主防災組織や消防団などの地域防災の担い手が確保され、各主体が相互に補完することで地域の防災活動が活性化し、災害に強い地域づくりが進んでいます。	地域の防災人材と自主防災組織の連携による地域防災活動の活性化	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会の創出(3回)	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会の創出(累計6回)	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会の創出(累計9回)	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会の創出(累計12回)	
		消防団員の確保	県による消防団員確保のための新たな入団促進策の導入(2件)	県による消防団員確保のための新たな入団促進策の導入(累計4件)	県による消防団員確保のための新たな入団促進策の導入(累計6件)	県による消防団員確保のための新たな入団促進策の導入(累計8件)	
			市町や三重県消防協会に対する、ニーズに基づく新たな支援策の実施(1件)	市町や三重県消防協会に対する、ニーズに基づく新たな支援策の実施(累計2件)	市町や三重県消防協会に対する、ニーズに基づく新たな支援策の実施(累計3件)	市町や三重県消防協会に対する、ニーズに基づく新たな支援策の実施(累計4件)	